

○総務省令第六十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

総務大臣 佐藤 勉

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第三百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用した免許の申請」を「免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十八条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請」に改める。

第十五条の二の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。

第二十五条第一項後段を削る。

第二十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

別表第二号の四注1の表中「16」を「16 20」に改める。

附 則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。